

精神疾患の体験集 契約書

【契約書の作成日】

年 月 日

【契約締結当事者】

甲：(氏名/名称・住所)

乙：(氏名/名称・住所)

株式会社ダイレクトコミュニケーション
東京都東村山市多摩湖町 4-27-19

【契約内容】

本契約は、甲と乙の間で以下の内容について合意したものとします。

第1条

動画は精神疾患を持つ当事者の福祉、医療関係者の活用のために使われるものであり、乙はそれ以外の目的では使用しない

第2条

甲が希望した場合、乙は速やかに動画を削除するものとする

第3条

乙は動画をWEB上にアップする場合は甲の許可を得るものとする。

第4条

サブスクリプションサイトから発生する売上の一部を甲は乙に支払うものとする。
配分金額は、以下の算定方式とする。

*算定方式

売上の20% ÷ 全員の再生数 × 対象の方 再生数

*具体例

売上 100,000 円 ÷ 1000 再生 = 100 円 (1 再生あたり)

100 円 × 10 再生 = 1000 円

*変更がある場合

支払い方法に変更がある場合

甲と乙は誠実に話し合う。

*金額は税抜きベースとする

第 6 条

YOUTUBE 動画が 20 万再生を超えた場合、甲は乙に超過分の収益 50%を支払う。

支払いの基準は 10 万再生ごととする。

*具体例 50 万再生の場合

50 万再生 - 20 万再生 = 30 万再生 (超過分)

30 万再生 × 0.2 円 = 6 万円

6 万円 × 50% = 3 万円

第 7 条

4 月 30 日、10 月 31 日に半年分を計算し、年に 2 回清算する

お振込み日は 5 月 10 日、11 月 10 日とする

【契約期間】

本契約の有効期間は、特に解除の申し立てがない場合は継続するものとする。万が一、どちらかが死亡した場合は、社会福祉のために後世に残すこととする。乙が所有する利益の配分権は、指定する親族に支払う。ただし甲は乙の 1 親等以内の家族が削除を要求する場合は速やかに削除するものとする。

【秘密保持】

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の機密情報について許可を得ない情報については、秘密保持義務を負うものとする。甲および乙は、本契約の履行に必要な範囲を超えて相手方の機密情報を利用することはできないものとする。

【見通しへの同意】

精神疾患の当事者チャンネル、学習用動画は世界的にみても初めての試みとなる。売上が上がるかは未知数であるが、乙は最大限努力する。

【損害賠償】

甲または乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は相手方に対して損害賠償を行うものとする。

【管轄裁判所】

本契約に関する一切の紛争については、(管轄裁判所)を専属的合意管轄裁判所とする。

以上